

屋内プールとトレーニングマシンで体を鍛えよう



茨城県社会保険協会では、会員事業所の被保険者及び被扶養者の健康づくりの一環として、「笠松運動公園」の屋内プールとトレーニングルームの補助事業を実施します。是非ご利用ください。

利用期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

休館日 毎週水曜日(祝日の場合は翌日)及び12月31日、1月1日

利用施設

笠松運動公園 茨城県ひたちなか市佐和2197-28 TEL029-202-0808

利用資格

茨城県社会保険協会への加入に賛同し、会費を納めている事業所の被保険者及び被扶養者

利用方法

受付で利用補助券と補助券利用額を現金でお支払いください。

【補助券利用額】		大人	中高校生	小学生以下
① 屋内プール	正規利用額	520円	370円	260円
	補助券利用額	360円	210円	150円
② トレーニングルーム	正規利用額	520円	320円	
	補助券利用額	360円	210円	

※2時間以内の利用料金

利用時間

午前9時から午後8時45分までの間の2時間以内

申込方法

下記「利用補助券申込書」を作成のうえ、返信用封筒に切手を貼り(10枚まで82円、20枚までが92円)一般財団法人茨城県社会保険協会(〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階)あてお申込みください。折り返し「利用補助券」をお送りします。

申込期限

令和2年2月28日までに申込み下さい。

その他

- ☆利用補助券は1施設1人1枚1回限りで2時間の範囲内で有効です。
- ☆1回あたりの利用時間が2時間を超えた場合は、追加料金(正規利用額)をお支払いいただきます。
- ☆補助券は両施設の共有利用はできません。利用する施設ごとにそれぞれの補助券が必要です。
- ☆多くの会員事業所の方々にご利用いただくため、1利用施設それぞれ10枚以内とさせていただきます。
- ☆屋内プールを小学生が利用する場合、保護者の同伴が必要です。
- ☆トレーニングルームを中学生が利用する場合、保護者の同伴が必要です。
- ☆暴力団関係者や入れ墨・タトゥー(シールを含む)をされた方の入場は、お断りいたします。
- ☆なお、入場後に判明した場合は、すみやかに退場していただきます。
- ☆臨時休館日、施設内容など詳しくは施設にお問い合わせください。

お申込み・お問い合わせ

〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階 一般財団法人茨城県社会保険協会
TEL029-226-8005 <http://www.ibashaho.or.jp>

※ 社会保険協会の各種事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営しています。

----- 切 - リ - 取 - リ - 線 -----

「笠松運動公園屋内プール・トレーニングルーム」利用補助券申込書

○希望する利用施設ごとに枚数を記入してください

健康保険証の事業所記号(7桁又は8桁の数字) ※健康保険証カードの氏名上に記載されている記号(数字)			
利用施設	屋内プール	トレーニングルーム	
申込枚数	枚		枚

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会長 殿
事業所所在地 〒
事業所名称
事業主名
事業所電話番号

印

*ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。